労働基準監督署の勧告等に関する項目

４月２３日にメールで送信した。

未払い賃金の支給に関する項目

５月７日に教職員人事課から当該非常勤講師に対して、労働基準監督署の勧告に基づき支払う旨と算出した報酬額、支払う日程等について説明した。

今後、５月１０日に支給する予定。

非常勤講師の報酬については、本来発令通知書等で、勤務に係る授業時間（付随する準備や評価を含む）に応じた報酬額を明示し、その勤務実績に応じて支給することとなっている。

遅延損害金については、民法上の請求権であるとされているが、支給にあたっては、府の例規等の支給に係る根拠規定に遅延損害金の支払い等についての規定がないことを考えると、現状において遅延損害金を支給することについては難しいのではないかと認識。

このたび、労働基準監督署から、平成２９年８月から平成３０年１月までの定期賃金に係る未払賃金を支給するよう勧告があったために、未払いが生じたもの。

今後、適正な労働時間の管理に取り組んでまいる。

結果的に、未払い金が生じたことについて、申し訳なかったと考えている。

組合活動に関する項目

組合員であることをもって、不利益な取扱いは行わない。

労働時間の記録に関する項目

かわちの高校においては、労働時間を記録するための補助簿を導入しているところ。

今後、適正な労働時間の管理に取り組んでまいる。